|  |
| --- |
| * 本要領については、あくまで参考例であるため、適宜事業者の実情に応じて修正して使用すること。なお、（※赤字コメント）内は参考情報である。
 |

**洗浄施設からの排水に関する管理要領**

制定日：令和　　年　　月　　日

事業場名：

**１．目的**

　本管理要領は、水質汚濁防止法に係る特定施設である洗浄施設（※71の２イ又は68の２ロのいずれか）からの排水中の有害物質の濃度を常時検出限界未満とすることを目的に定めるものである。

**２．器具の洗浄方法**

　器具の洗浄方法は下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 洗浄方法 | 備考 |
| （例）鉛 | 1. 器具に残っている廃液についてはふき取り又は回収する
2. １、２回目の洗浄水は回収する
3. ３回目以降の洗浄を洗浄施設で行う
 | ○○ |
| ○○ | ○○ | ○○ |

**３．廃液の分別方法**

　前条の回収廃液の分別方法は下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 廃液の分別方法 | 廃液処理の方法 | 備考 |
| （例）鉛 | 専用のポリタンクに貯留 | 業者委託 | ○○ |
| ○○ | ○○ | 〇〇 | ○○ |

**４．従業員（※学生の場合もある）への管理要領の周知方法**

　本管理要領の内容は、従業員（※学生の場合もある）が業務（※実験の場合もある）を開始する前に教育することとする。また、年に１回従業員（※学生の場合もある）に対し教育を行うこととする。

**５．水質の測定**

　法施行令第２条で定めている有害物質（事業場で使用等している項目に限る。）について、年に１回以上〇〇〇〇（※対象とする施設からの排水の状況が適切に確認できる箇所名を入れる）で測定を行い、有害物質が検出されていないことを確認する。